

与論町墓地条例をここに公布する。

令和5年3月17日

与論町長

与論町条例第13号

与論町墓地条例

(設置)

第1条 与論町は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する墓地を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(墳墓地)

第2条 埋葬及び焼骨の埋蔵を行うため、墓地に墳墓地（法第2条第4項に規定する墳墓を設けるために区画した土地をいう。以下同じ。）を置く。

(墓地の使用資格)

第3条 墓地を使用しようとする者（第11条に規定により使用権を承継する者を除く。）は、与論町に住所を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

(使用許可)

第4条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に墓地の管理上必要な条件を付けることができる。

3 町長は、第1項の規定により許可をしたときは使用許可証を交付する。

(使用料)

第5条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の範囲内で、規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

(管理料)

第6条 墓地の利用者は、別表第3に定める額の範囲内で、規則で定める額の管理料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第7条 町長は公益上の必要があると認める場合その他規則で定める場合は、使用料又は管理料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不返還)

第8条 既納の使用料及び管理料は、返還しない。

(管理上の措置等)

第9条 町長は、管理上必要があると認める場合は、利用者に対し、その使用について制限を課し、若しくは条件を付し、又は適当な措置を採らせることができる。

2 利用者が前項の措置を採らない場合は、町長は、自らこれを執行し、その費用を徴収することができる。

(転貸等の禁止)

第10条 利用者は、次条に定める場合を除き、墓地を他の者に貸し、又はその使用する権利（以下「使用権」という。）を他の者に譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第11条 使用権は、利用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わって祭しを主宰する者が、町長の許可を得て承継することができる。

(届出)

第12条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない

い。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 墓地を使用する必要がなくなったとき。
(使用許可証の書換え等)

第13条 使用者は、前条第1号に該当するとき、又は第11条の使用権の承継があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

- 2 使用者は、使用許可証を紛失したとき、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。
(使用権の消滅)

第14条 墳墓地に係る使用権は、使用者が死亡し、又は使用者の所在が不明となった後10年を経過し、かつ、承継者がいないときは、消滅する。

(使用許可の取消し)

第15条 町長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用料を納付しないとき。
- (3) 管理料を5年間納付しないとき。
- (4) 法又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (5) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(使用場所の返還)

第16条 使用者は、墓地を使用する必要がなくなったとき、使用権が消滅したとき、使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復し、町長に返還しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、現状に回復することを要しない。

- 2 前項に規定する返還義務を有する者が使用場所を返還しない場合は、町長は、必要な措置を採ることができる。この場合において、町長は、当該措置に要した費用を徴収することができる。

(碑石、形像等の建設)

第17条 墳墓地に碑石、形像等を建設するために特に町長の許可を受けた者は、埋葬又は焼骨の埋蔵以外の目的で墓地を使用することができる。

- 2 碑石、形像等の設置場所の使用許可手続、使用料については、墳墓地の例による。

(行為の禁止)

第18条 何人も墓地において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (2) 土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (3) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (4) 前各号のほか、墓地の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(指定管理者の指定)

第19条 墓地の管理に関する業務は、与論町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第22号)に基づき町長が指定するものに、これを行わせることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に墓地を使用している者は、この条例の規定により墓地の使用許可を受けたものとみなす。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
茶花墓地	与論町大字茶花字兼久10番ほか
東前浜墓地	与論町大字麦屋字風花1366番1ほか
船倉墓地	与論町大字古里字出毛16番2
東黒花墓地	与論町大字那間字黒花984番4ほか
西黒花墓地	与論町大字那間字野畑1062番3

別表第2（第5条関係）

種別	単位	使用料
墳墓地	1区画につき 永年	50,000円

別表第3（第6条関係）

種別	単位	管理料
墳墓地	1区画につき 1年間	1,500円